長寿医療（後期高齢者医療）保険の保険料の決まり方・納め方

保険料は被保険者一人ひとりに賦課され、7月15日ごろに「保険料額決定通知書」によりお知らせいたします

保険料の決まり方

均等割額	＋	所得割額	＝	保険料（年額）
39,900円		（総所得金額等－330,000円）×7.5%		※限度額500,000円

被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」からなり、「均等割額」と「所得割額」の合計が保険料額です。
※所得割額は前年所得に基づき算出します。

年金からの天引き（特別徴収）によって、4月、6月、8月に仮徴収させていただいている方は、この7月に平成21年度の保険料額を決定したうえで、仮徴収分を差し引いた額を、10月、12月、2月に振り分けて天引きします。

★所得の少ない被保険者についての軽減措置

平成21年度においては、軽減措置が拡大され別表のとおりとなります。

★★★　軽減割合　★★★

		世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額の合計額等が下記の方が対象
均等割額	9割軽減	「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯であって、長寿医療の被保険者全員が、年金収入80万円以下で他の所得がない世帯の方
	8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯の方
	5割軽減	「基礎控除額(33万円)＋24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)」を超えない世帯の方
	2割軽減	「基礎控除額(33万円)＋35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯の方

		被保険者本人の収入が下記の方が対象
所得割額	5割軽減	年金収入が153万円以上で211万円以下の方 ※給与収入などがある場合でも、控除後の所得が91万円以下である場合は対象となります。

※長寿医療制度に加入する直前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、平成21年度も均等割が9割軽減となります。

保険料の納め方

保険料は原則として「年金からの天引き」となります。

ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方、介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超える方、介護保険料を年金でお支払いされていない方は、口座振替か納付書で納めていただくことになります。

◆問い合わせ
○役場住民課　老健・福祉医療係
☎内線1143・1147
○奈良県後期高齢者医療広域連合
☎0744（29）8430

★口座振替納付に変更する場合★
○以前に口座振替をされていた方
納税通知書・印鑑をご持参ください。
○新たに口座振替をされる方
口座振替依頼書の提出が必要です。振替口座の預金通帳・通帳印・保険証をご持参ください。

◆取り扱い金融機関
○南都銀行　○りそな銀行　○奈良県農協　○奈良中央信用金庫の本・支店　○ゆうちょ銀行

国保から長寿医療（後期高齢者医療）保険に切り替わった方で、今まで国民健康保険税を口座振替でお納めいただいていた場合でも、再度申し出をする必要がありますので、ご注意ください。

納付についてのお知らせ

平成21年度から国民健康保険税・長寿医療（後期高齢者医療）保険料・介護保険料の普通徴収の方については、全期前納ができるようになりました。

全期前納および納期内納付に、ご協力をお願いします。

◆全期前納の納期限　7月31日（金）
◆問い合わせ先　役場　収納一課
☎内線1115～1118